

## 平成30年度 定期監査における指摘事項の措置状況

総務部

○総務課

指摘事項等	措置状況等
<p>消防団車庫新築工事の最低制限価格を決定する起案文書について、「最低制限価格調書は別紙のとおり」と記載されているが、別紙が添付されておらず、確認すると契約締結の起案文書に原本を添付し保管しているとのことである。今後は最低制限価格を決定する起案文書の説明と整合が取れるよう適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成30年度より、最低制限価格を決定する起案書には、最低制限価格調書の原本を、また、契約締結起案には、調書の写しを添付するよう改善しております。</p>
<p>古川橋駅周辺地区事業用地保全工事の入札会の中止についての起案文書において、設計図書に不備があったため入札を中止にしているが、具体的にどのような不備であったのか記載されている書類が無かった。今後については、入札を中止にした具体的な内容を記載した書類を添付するなど適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成30年度より、事業課から中止理由を記載した中止依頼書を提出してもらい、中止起案書に添付しております。</p>
<p>各課において、条件を付して入札参加資格者名簿に登録されていない業者と契約を締結する場合があるが、平成29年度に法人税を滞納している業者と契約を締結した事例が見受けられた。税の徴収事務を行っている市が、法人税を滞納している業者と契約を締結することは望ましくないと考える。</p>	<p>入札参加資格者登録には、法人税等の完納を必要な資格としていることから、今後は、入札参加資格者名簿に登録されていない業者と契約を行う場合には、法人税等の納付状況等について確認するよう改めて周知してまいります。</p>
<p>これまでの定期監査対象部局においても、契約起案などに押印される公印済印の日付に未記載のものが多数あった。例外的に日付を空欄にしている場合であっても、ファイルに保管する際には、日付を記載するよう周知徹底し、遺漏のないよう適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>公印済印の日付につきましては、原則日付けは入れた状態で押印しておりますが、例外的に、契約起案などにおいて決裁日、公印の押印日及び施行日の整合性を図るため、担当課からの要望で日付けを入れずに公印済印を押印することがあり、この場合においては担当課で日付けを記入するよう指導を行っておりますが、今後につきましても、公印済印は原則日付けを入れた状態で押印し、ご指摘のとおり、例外として日付けを入れずに押印した場合には、日付けの記入を徹底するよう、さらなる周知に努めてまいります。</p>

## 平成30年度 定期監査における指摘事項の措置状況

総務部

○管財統計課

指摘事項	措置状況等
<p>市管理用地除草作業業務委託において、毎年、市所有の複数の空地の除草費用を支出している。除草作業をしているとはいえ、市有地に雑草が生い茂っている状況は、市のイメージにも関わる問題であるため、雑草を生えにくくする対策として、除草シート等の使用についても検討されたい。</p>	<p>市有土地の除草につきましては、売却時期や天候を勘案しながら実施してまいります。今後におきましては、費用対効果も踏まえながら検討してまいります。</p>

## 平成30年度 定期監査における指摘事項の措置状況

総務部

○危機管理課

指摘事項	措置状況等
被災者支援システム賃貸借契約において、4月1日付で契約を締結すべきところ、実際には契約締結が遅れていた。今後は適切な事務処理に努められたい。	今後は、契約の相手方と迅速にやり取りするなどしてまいります。

## 平成30年度 定期監査における指摘事項の措置状況

総務部

○課税課

指摘事項	措置状況等
<p>平成29年度評価センターの研修事業において、固定資産税事務研修会に3人が参加する予定とし、受講料1人当たり2,000円×3人分の6,000円を支払う旨の起案がなされ、実際に3人参加したとのことであるが、支出命令は2人分の4,000円となっていた。さらに支出方法として、1人は資金前渡で支出し、もう1人は振込みで支出し、もう1人は私費で支出していた。同じ研修に参加する職員3人がそれぞれ別の方法で受講料を支出することは望ましくない。今後は、適切な会計事務処理に努められたい。</p>	<p>平成30年度の同研修会への支払いにつきましては、3人分を資金前渡処理いたしました。今後につきましても研修会参加の決裁時等に会計方法を確認する等適切な会計処理を行うよう指導して参ります。</p>
<p>入湯税納入申告書について、申告月の誤りがあるにも関わらず訂正印が押印されていない状態で受理していた。また、申告書の提出期限を過ぎて提出されているものもあった。これらはいずれも同じ業者であることから、業者への指導とともに遺漏の無いよう適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>当該事業者は、誤って当月を記載されており、これまでも指導しておりますが、度々間違われてしまっておりました。今後、記載誤りがないよう指導するとともに、誤りを訂正する場合は、必ず訂正印を捺印していただくよう指導して参ります。</p> <p>また、申告書の提出が15日を過ぎてしまっている場合につきましては、期限内に提出するよう指導を行っているところですが、今後も引き続き指導を行って参ります。</p>